

成績評価報告・講評									
科目名(キャンパス・曜・時限)					行政法 I (青山・相模原火・木曜)				
担当者					大沢 光				
受講者総数					201 名				
成績評価の対象としなかった者 (X評価の者)の人数					29 名 (17.00% %)				
X評価の者を除く成績評価比率									
AA	13 %	A	16 %	B	18 %	C	25 %	XX	28 %
学部所定の成績評価比率と異なる場合にはその理由									
上位と下位の差がはっきりとでた。AA評価比率が高いのは、期末試験でB評価以上の点を取った者の多く									
試験問題／レポートの課題									
I 以下の文章から誤っている内容を有するものの番号を4つ選び、誤っている箇所を示し、適切な内容に直しなさい。(8点×4＝32点) (1) 法治主義とは、個々の行政活動や裁判など、国民の法的地位や権利義務に影響を及ぼす具体的な国家の活動は、あらかじめ存在する一般的な法規範に従って行われなければならないという考え方をいうが、法律による行政の原理は、行政法においてこうした考え方を実現する必要不可欠の前提条件であるといえる。当該原理は、法律、つまり議会による行政権の法的コントロールを重視する考え方である。それゆえ、法律による行政の原理の具体的な内容としては、現に存在している法律の定めに違反して行政活動が行われてはならないという法律の留保の原則と、行政活動は、それが行われるためには必ず法律の根拠(授權)が必要であるという法律の優位の原則が挙げられる。 (2) 不服申立て期間及び出訴期間の経過により、相手方やその他の関係人はその行為を争うことが許されなくなる。このような争訟を拒む力を不可変力という。これにより、処分は違法か適法かはともかくとして形式的に確定し、その後は争訟により取り消すことはできなくなる。 (3) 行政処分に当たると解される行政の行為が違法であると考え、それによって生じた法的関係を否定したい者は、当該行為の取消しを求めるべきとされている。そのためには、行政訴訟制度及び不服申立て制度を用いて当該行為によって生じた法的関係を否定してもらわなければならない、これら以外の方法では、当									
出題の意図									
期末試験の出題意図は、①行政法理論の理解が正確にできているか？②学んだ理論が行政活動の実態においてどのように適用されているか、そこに問題はないのか、あるとすれば、いかなる問題があるか、それはなぜか、など、理論を正確に理解した上で、課題についての考察／分析ができているか？という点だった。これらの点から、「行政法理論の基本的な骨格を理解すること」、「行政法理論を、行政活動の実例に例にして、説明できるようになること」という講義目標が達成できているかをみた。①については、設問のⅠ、Ⅱ、Ⅲ1において、②についてはⅢ2～Ⅵにおいて、もっぱら確認した。									
講評									
出題数は多かったが、いずれの問題もすべてレジュメから作成しており、少なくとも、特に示した出題範囲の									